

日本てんかん学会認定研修施設に関する細則

1. 研修施設の認定

てんかん学の臨床研修に適した医療機関を、診療の実状に応じて、医療機関の施設全体または診療科を研修施設に認定する。

2. 研修施設の備えるべき条件

(1) てんかん専門医資格を有する1名以上の常勤のてんかん専門医指導医

(2) 診療の実状に応じて、てんかん専門医指導医は同一施設内の複数科を研修科として指定できる。

(3) てんかん専門医のみが常勤している施設は准研修施設と認定するが、この場合研修内容については研修施設のてんかん専門医指導医の指導を受ける。

(4) 専門的診療の実施

(5) 施設または診療科におけるてんかん患者数が月当たり50名以上、または、てんかん外科手術実施例が5年間に20例以上

(6) 臨床てんかん学に関する論文発表または日本てんかん学会における発表が行われていること。てんかん専門医指導医資格を有する医師が常勤となった場合はその過去の発表を含めることができる。

(7) 本学会の定めた教育目標を達成するために教育プログラムが行われていること。

(8) 年次報告書を所定の様式にしたがい作成し、学会事務局に提出する必要がある。

3. 認定の方法

(1) 申請受付を機関誌「てんかん研究」に公示し、審査は年1回実施する。

(2) 所定の申請書類をてんかん専門医委員会宛に提出する。

(3) てんかん専門医委員会は申請書類を審査し、研修施設としての適否判定を行う。

(4) 審査結果は理事会、社員総会に報告し、その承認を経て認定証を交付する。

4. 認定の更新、取り消し

(1) 専門医委員会で年次報告書の審査を行い、更新を認める。

(2) 認定施設としての条件を6カ月以上欠いた場合や、認定施設としてふさわしくない事情の生じた場合には、委員会の審議、および理事会、社員総会の承認を経て認定を取り消すことがある。

5. てんかん専門医指導医の退職・交代

(1) てんかん専門医指導医が退職・転勤などにより不在となる場合、当該研修施設において他にてんかん専門医指導医資格を有する常勤医師がいるときは、空白期間なく交代できる。

(2) てんかん専門医指導医が不在となり、てんかん専門医のみが常勤となる場合、他の研修施設の指導下にあれば空白期間なく准研修施設になることができる。

(3) この変更等は直近の申請期間に申請しなければならない。審査結果は理事会、社員総会に報告し、その承認を経る。

(附) 施設認定に際し、審査料および認定証の交付料は、当面は無料とする。